

諮問(情)第33号

答 申

第1 審査会の結論

北海道立衛生研究所(以下「本件施設」という。)において、平成15年9月10日、平成16年9月15日、平成17年9月16日及び平成18年10月3日に実施された地下タンク貯蔵所(1号タンク及び2号タンク)(以下「本件地下タンク貯蔵所」という。)の定期点検(以下「本件定期点検」という。)について消防署が行った指導及び回答の根拠となる札幌市が作成した危険物施設等定期点検指導マニュアル(以下「本件対象文書」という。)の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)に対して、消防長(以下「実施機関」という。)が対象文書不存在につき非公開とした決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成19年8月21日及び同年同月22日に行った本件請求に対して、実施機関が行った原決定の取消しを札幌市長(以下「諮問庁」という。)に求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件定期点検は、いずれも前回の実施時から1年を超過して実施されている。消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第14条の3の2及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。)第62条の4の規定は、地下タンク貯蔵所の定期点検を1年に1回以上と定めていることから、本件定期点検はいずれも当該規定に違反するものである。実施機関は、行政の執行人として本件施設に法及び規則の規定を遵守させなければならない。
- (2) 本件施設は、本件定期点検が前回の実施時から1年を超過して実施されている理由について、定期点検は1年以内に行うよう努めているが、施設の特異性からボイラー設備を24時間稼働させているため、1号及び2号の両ボイラーともに修理のない時期に点検日を設定する必要があること、また、点検を効率的に実施するため本件地下タンク貯蔵所の残量を点検日に合わせて調整する期間も必要であることから、結果として1年を超えて実施する年が生じたもので、このことについて以前、消防署に口頭で確認したところ、点検期間が概ね1年であり、上記事情により1か月程度を超えて点検を実施しても止むを得ないものとして認められていたとしている。
- (3) 実施機関が行ったこの指導及び回答は、法第14条の3の2及び規則第62条の4の規定に違反しており、法律に規定のないものである。行政の執行人として、根拠のない指導及び回答はできず、社会通念上、根拠のない指導及び回答はありえない。したがって、法第14条の3の2及び規則第62条の4の規定に違反した指導及び回答

の根拠となった、指導書及びマニュアル等があるはずである。市長はすみやかに当該規定に違反した指導及び回答の根拠となった、指導書及びマニュアル等を実施機関に公開させなければならない。

第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

地下タンク貯蔵所の所有者等は、法第14条の3の2の規定に基づき、1年に1回以上、定期点検を実施することとされている。実施機関では、法による危険物規制事務を執行しており、地下タンク貯蔵所を含む危険物施設等の定期点検についても、適切に実施されるように指導を行っているところである。そして、当該定期点検については、消防法令及び総務省消防庁の「製造所等の定期点検に関する指導指針」(以下「指導指針」という。)に基づいて全国的に統一された運用がなされていることから、実施機関として独自に指導マニュアルを作成する必要はない。したがって、対象となる公文書は保有していない。

第4 審査会の判断

1 本件地下タンク貯蔵所の定期点検

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)で定める製造所等の所有者等は、法第14条の3の2及び規則第62条の4により、施設の位置、構造、設備を適正に維持・管理するため、日常的な自主点検を行うことはもちろん、同法に基づく定期点検を1年に1回以上実施する必要がある。本件地下タンク貯蔵所は、法第2条第7項に規定された危険物を扱う施設であるとともに、本件施設は政令で定める製造所等の所有者に該当することから、1年に1回以上の定期点検が義務付けられている。

2 本件対象文書

本件対象文書は、上記1の地下タンク貯蔵所の定期点検に係る実施機関が作成した独自の指導マニュアルである。

諮問庁は、これを文書不存在につき非公開とする原決定を維持すべきであると主張しているため、以下、その妥当性を検討する。

3 文書不存在であることの妥当性

諮問庁の説明によると、地下タンク貯蔵所を含む危険物施設に係る定期点検については、法、政令、規則に規定され、さらに実施機関が指導すべき具体的な点検項目、点検内容及び点検方法についても、総務省消防庁が作成する指導指針で定められており、法令等に従って業務を遂行する義務のある実施機関としては、当該法令等に従って定期点検が適正に行われるよう指導を行っているとのことである。当審査会において、これらの規程を確認したところ、当該定期点検は、国が定める法令等に基づくだけで実施可能なものであると考えられ、実施機関が、定期点検の実施時期について殊更、国の法令等と異なる内容の指導マニュアルを作成しているとみるべき事情は特に認められなかった。

このことからすると、本件対象文書が存在しない理由について、定期点検は、消防法令及び消防庁の指導指針に基づいて全国的に統一された運用がなされており、実施機関

として独自に指導マニュアルを作成する必要はないとする諮問庁の説明が特段、不自然、不合理であるとは認められない。

なお、審査請求人は、現に行われたとする実施機関の口頭による指導をもとに本件対象文書の存在を主張しているが、当該指導の有無又は当否にかかわらず、このことが直ちに、本件対象文書は存在しないとする諮問庁の主張を覆し、その存在を推認させるに足るものであるとまでは認められない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書について、不存在につきその全部を非公開とした原決定は妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

第5 審議経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成20年1月15日	諮問書及び諮問庁の非公開理由説明書を受理
平成20年1月18日	審査請求人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成20年5月30日 (第56回審査会)	事案の概要説明 審査請求人からの意見聴取及び諮問庁からの事情聴取
平成20年6月10日 (第57回審査会)	審 議
平成20年6月12日	答 申